

— 目次 —

- 平成30年2月の税務
- 財産調査と納税通知書

いつもお世話になっております。

立春とは名ばかりの厳しい寒さが続いております。
いかがお過ごしでしょうか。

それでは、今月の【Abeam通信】をお届けします。

平成30年2月の税務

2/13

- 1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

2/28

- 前年12月決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
- 3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 6月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
- 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、9月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- 消費税の年税額が4,800万円超の11月、12月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(10月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>

○ 前年分所得税の確定申告(2月16日から3月15日まで)

○ 前年分贈与税の申告(2月1日から3月15日まで)

○ 固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付

株式会社 アビームマネジメント
税理士法人アビームマネジメント

〒980-0014
仙台市青葉区本町 1-12-7-3F

TEL : 022-225-5090
FAX : 022-225-5091

E-MAIL :
info@abeam-m.co.jp

<税務/会計トピックス>

財産調査と納税通知書

◆相続と財産調査

誰かが亡くなり相続が発生したときや遺言を作成するときなど、「相続」を考える際には財産の調査をしなければなりません。預貯金や不動産、株、保険など財産はさまざまですが、今回は不動産の調査方法について考えます。

◆不動産の財産調査方法

どのような不動産を持っていたのかを調べる際は、たとえば次のような資料が参考になります。

- (1)固定資産税の納税通知書（課税明細書）
- (2)登記済証（権利証）・登記識別情報
- (3)名寄帳

このうち、(1)(2)は自宅にあるもの、(3)は市区町村役場で取れるものです。多くの場合、不動産には固定資産税がかかりますので、毎年市区町村役場から送付される(1)固定資産税の納税通知書は比較的目にする事が多く、不動産を特定する足掛かりになります。

◆納税通知書の注意点

ここで注意したいのが、この納税通知書に載るのはあくまで「課税されている不動産」だけであるということです。認識している不動産が自宅の土地と建物しかない場合、納税通知書だけを確認すればよいと考えがちですが、そうすると課税対象ではない道路などを見落としてしまうことがあります。せっかく遺言で相続の準備をしたり、遺産分割を取りまとめて協議書を作成しても、一部の非課税不動産を見落として作成してしまうと、相続紛争の原因になったり、相続した不動産を売却するのが難しくなったりすることもあるため、注意が必要です。

◆財産調査は慎重に

(2)はいわゆる不動産の権利証のことですが、これも紛失している場合には不動産を特定することができません。そこで登場するのが(3)の名寄帳（なよせちょう）です。これは、市区町村役場にある所有者ごとの不動産を、非課税不動産も含めて一覧にしたもので、自治体により「資産明細」「課税台帳の写し」など呼び方はさまざまです。現在の住所地や過去住んでいた場所、本籍地など、可能性のある市区町村役場で名寄帳を取ることで、所有していた不動産を確認することができます。少し手間ではありますが、財産の調査は慎重に行うことが肝要です。

◆◆あしがき◆◆

2月3日は節分でしたね。我が家では家族で豆まきをし、恵方巻をいただきました。来週にはバレンタインデー、その次はひな祭り、そして卒業式・入学式・・・寒い寒いと思っけていても、季節は着々と春に向かってるんだなあとしみじみ思う今日この頃です。

インフルエンザが日本各地で猛威を振るっていますが、皆様 お元気でお過ごしでしょうか。風邪には予防が第一です。お互い体調管理を万全にしてこの時期を元気に乗り切りましょうね。

追伸、確定申告をされる予定でまだの方は、お早めにされますことをお勧めいたします！